

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新

附則

1・2 略

(ふっ素及びその化合物に関する経過措置)

3 指定工場のうち、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、令和十年九月三十日

までの間(旅館業に属する指定工場にあっては、当分の間)、第二条の規定による改正後の山梨県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の一の2の(一)の備考4の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

4 特定施設を設置する工場等のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する既設であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、令和十年九月三十日

までの間(旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあっては、当分の間)、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それ

旧

附則

1・2 略

(ふっ素及びその化合物に関する経過措置)

3 指定工場のうち、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(旅館業に属する指定工場にあっては、当分の間)、第二条の規定による改正後の山梨県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の一の2の(一)の備考4の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

4 特定施設を設置する工場等のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する既設であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあっては、当分の間)、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それ

までの間(旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあっては、当分の間)、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それ

ぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

5 特定施設を設置する工場等のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する新設であるものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、令和十年九月三十日

までの間（旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあつては、当分の間）、新規則別表第四の二の3の(一)の備考3の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

（ほう素及びその化合物等に関する経過措置）

6 附則別表二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等に係る汚水の規制基準は、令和十年九月三十日

までの間（下水道業又は旅館業に属する指定工場等にあつては、当分の間）、新規則別表第四の一の2の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項並びに同表の二の3の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表二の下欄に定めるとおりとする。

ぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

5 特定施設を設置する工場等のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する新設であるものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間（旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあつては、当分の間）、新規則別表第四の二の3の(一)の備考3の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

（ほう素及びその化合物等に関する経過措置）

6 附則別表二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等に係る汚水の規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間（下水道業又は旅館業に属する指定工場等にあつては、当分の間）、新規則別表第四の一の2の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項並びに同表の二の3の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表二の下欄に定めるとおりとする。

附則別表一（附則第三項―第五項関係）

項	業種その他の区分	規制基準（単位 ふっ素の量に 関して、一リットルにつきミリ グラム）
一	ほうろう鉄器製造業	一〇
二～四 略		
五	電気めつき業（二の項 に掲げるものを除く。）	略
六	旅館業（温泉を利用す るもの限り、三の項 及び四の項に掲げるも のを除く。）	略

備考
略

附則別表二（附則第六項関係）

有害物質の種類	業種その他の区分	規制基準（単位 ほう素及びそ の化合物にあつ てはほう素の量 に関して一リッ トルにつきミリ
---------	----------	---

附則別表一（附則第三項―第五項関係）

項	業種その他の区分	規制基準（単位 ふっ素の量に 関して、一リットルにつきミリ グラム）
一	ほうろう鉄器製造業	一二
二～四 略		
五	電気めつき業（三の項 に掲げるものを除く。）	略
六	旅館業（温泉を利用す るもの限り、四の項 及び五の項に掲げるも のを除く。）	略

備考
略

附則別表二（附則第六項関係）

有害物質の種類	業種その他の区分	規制基準（単位 ほう素及びそ の化合物にあつ てはほう素の量 に関して一リッ トルにつきミリ
---------	----------	---

<p>化合物 アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化</p>		<p>物 ほう素及びその化合</p>	
<p>畜産農業（水質汚濁 防止法施行令（昭和 四十六年政令第百八 十八号）別表第一第</p>	<p>略</p>	<p>略 ほうろう鉄器製造業</p>	
<p>四〇〇</p>		<p>三〇</p>	<p>グラム、アンモ ニア、アンモニ ウム化合物、亜 硝酸化合物及び 硝酸化合物にあ ってはアンモニ ア性窒素に○・ 四を乗じたもの 、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素 の合計量に関し て一リットルに つきミリグラム</p>
<p>化合物 アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化</p>		<p>物 ほう素及びその化合</p>	
<p>畜産農業（水質汚濁 防止法施行令（昭和 四十六年政令第百八 十八号）別表第一第</p>	<p>略</p>	<p>略 ほうろう鉄器製造業</p>	
<p>三〇〇</p>		<p>四〇</p>	<p>グラム、アンモ ニア、アンモニ ウム化合物、亜 硝酸化合物及び 硝酸化合物にあ ってはアンモニ ア性窒素に○・ 四を乗じたもの 、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素 の合計量に関し て一リットルに つきミリグラム</p>

備 考 略				
	一号の二イに掲げる 施設を有するものに 限る。)	モリブデン化合物製 造業	バナジウム化合物製 造業	貴金属製造・再生業
		一、三〇〇	一、三五〇	二、八〇〇

備 考 略				
	一号の二ロに掲げる 施設を有するものに 限る。)	ジルコニウム化合物 製造業	畜産農業（水質汚濁 防止法施行令別表第 一第一号の二イに掲 げる施設を有するも のに限る。）	モリブデン化合物製 造業
		三、五〇	四〇〇	一、三〇〇
				一、六五〇
				二、八〇〇